

厚生労働省和歌山労働局発表
平成28年9月30日(金)

担	厚生労働省和歌山労働局 雇用環境・均等室
当	監理官 上野山 勲 厚生労働事務官 宮地 くらら 電話：073-488-1170 FAX：073-475-0114

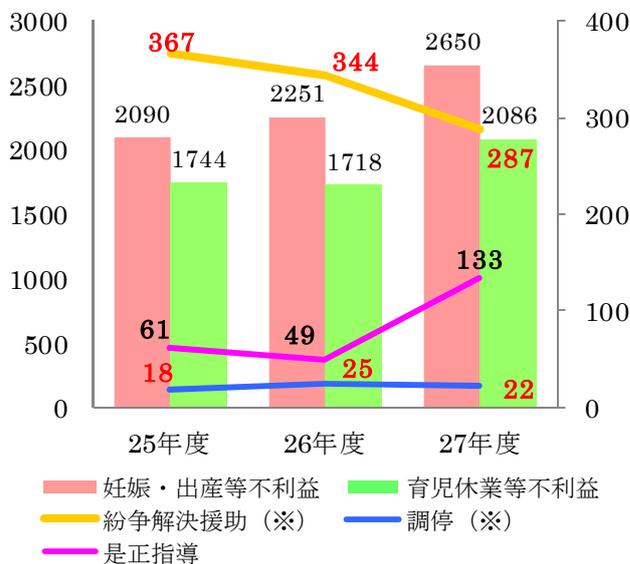
マタハラ防止の措置が事業主に義務づけられます！

—平成29年1月1日改正法施行—

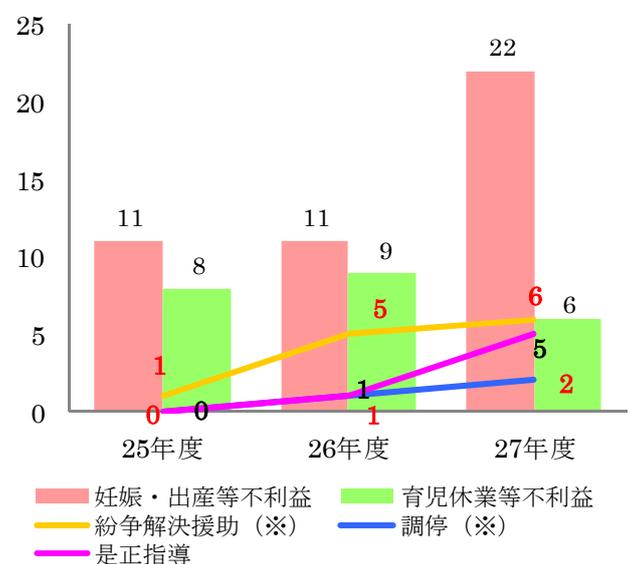
平成29年1月1日から、事業主は男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが義務づけられます(詳細は裏面及び別添のとおり)。

なお、事業主による妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇などの不利益取扱いについては、現行法においても法違反とされていますが、下記のとおり、労働者の方からの関連する相談は増加傾向にあります。

全国労働局への相談(労働者からの相談合計)、援助、調停、是正指導件数の推移



和歌山労働局への相談(労働者からの相談合計)、援助、調停、是正指導件数の推移



(※) 紛争解決援助、調停、是正指導は妊娠・出産等不利益、育児休業等不利益に関するものの合計

和歌山労働局(局長 なかはら まさひろ 中原 正裕)では、改正内容を広く周知するため、県内2カ所で説明会を開催します(詳細は別添のとおり)。また、併せて和歌山労働局では「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています

事業主は、法律に基づき**妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関する上司・同僚からの職場でのハラスメントの防止措置**を講じなければなりません。

1. **制度等の利用への嫌がらせ型**：制度等の利用を理由に解雇や不利益取扱いを示唆する言動、制度等の利用を阻害する言動、制度等の理由に嫌がらせ等をする言動

(例)・妊娠により立ち仕事を免除してもらっていることを理由に「あなたばかり座って仕事してずるい！」と、同僚からずっと仲間はずれにされ、仕事に手がつかない。

- ・男性労働者が育児休業を申し出たところ、上司から「男のくせに育休とるなんてあり得ない」と言われ、休業を断念せざるを得なくなった。

2. **状態への嫌がらせ型**：妊娠・出産等を理由に解雇その他不利益取扱いを示唆する言動、妊娠・出産等を理由に嫌がらせ等をする言動

(例)・先輩が「就職したばかりのくせに妊娠して、産休・育休をとろうとなんて図々しい」と何度も言い、就業意欲が低下している。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、**平成29年1月1日から**事業主には次のことが義務付けられます。

- 1 **事業主の方針の明確化及びその周知・啓発**

(「ハラスメントがあってはならない旨」の事業主の方針など)

- 2 **相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備**

- 3 **職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応**
(すみやかな事実確認、被害者への配慮、行為者への処分等)

- 4 **職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置**(業務体制の整備など)

※これらの措置は、業種・規模に関わらず**すべての事業主に義務づけられます。**

(添付資料)

①改正育児・介護休業法・男女雇用機会均等法等説会

②育児・介護休業法が改正されます！—平成29年1月1日施行—



改正育児・介護休業法

・男女雇用機会均等法等説明会

マタハラ防止
キャラバン

平成29年1月1日より、改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が施行されます。

和歌山労働局では、改正のポイント等に関する説明会を以下のとおり開催いたします。ぜひご参加ください。

参加無料

日時	会場
平成28年 10月12日(水) 13:30～16:00	【田辺会場】 和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室1 所在地:田辺市新庄町3353-9 tel:0739-26-4111
平成28年 10月26日(水) 13:30～16:00	【和歌山会場】 和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ 4階ホール 所在地:和歌山市北出島1丁目5番47号 tel:073-425-3335

内容

育児・介護休業法等の改正について
(介護休業制度、いわゆるマタハラなどの防止措置等について 他)

対象者

人事労務担当者等

お問い合わせ・申込先

和歌山労働局雇用環境・均等室(電話073-488-1170/FAX 073-475-0114)

FAX 073-475-0114

参加申込書

	<input type="checkbox"/> 田辺会場	<input type="checkbox"/> 和歌山会場
企業名		
所在地・連絡先	〒	☎
参加者役職・氏名	役職	氏名

参加を希望する会場に の上、各開催日の1週間前までにFAX等によりお申し込みください。

(※ 当日ご持参ください。)

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント



1. 介護のための制度の改正(育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
介護休業	分割取得	対象家族1人につき、 一要介護状態ごとに1回 、通算93日まで	対象家族1人につき、 3回を上限 として、通算93日まで
	有期契約労働者の取得要件の緩和 	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、② 開始予定日から93日経過後の雇用見込み 、③93日経過後から 1年以内 に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②93日経過日から 6ヶ月を経過する日までの間に 、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
介護休暇の半日単位の取得		介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日(1日単位)	介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日(半日単位の取得可)
介護短時間勤務等(※)の要件の変更		対象家族1人につき 一要介護状態ごとに1回 、介護休業と日数を通算して93日	介護休業とは 別に 、 利用開始から3年の間で2回以上 の利用を可能とする
介護のための所定外労働の免除		(無)	(新設) 介護終了までの期間について、 所定外労働の免除を請求可
介護休業等の対象家族の拡大		配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫	配偶者、父母、子、配偶者の父母、 祖父母、兄弟姉妹、孫(同居・扶養要件を削除)

2. 育児のための制度の改正(育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
育児休業	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、② 子が1歳以降も雇用継続の見込みがあること 、③ 2歳までの間に更新されないこと が明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が 1歳6か月になるまで の間に、その労働契約が満了することが明らかでない者とし、取得要件を緩和する。
	対象となる子の範囲拡大 	実子・養子(法律上の親子関係であるもの)	下記要件を追加 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等、法律上の親子関係に準じる関係にあると言える子
子の看護休暇の半日単位の取得		対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日(1日単位)	対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日(半日単位の取得可)

3. 妊娠・出産・育児・介護等を理由とする不利益取扱いの防止措置

(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)

		今までは	法改正後は
禁止・義務の対象		事業主	事業主
内容 		妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。 ※就業環境を害する行為を含む(均等法第9条、育介法第10条等)	左記に加えて 防止措置義務 を新規に追加 上司、同僚などが職場において、 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為 をすることがないように、 防止措置(※) を講じなければならない。 ※労働者への周知・啓発、相談体制の整備等の内容を想定。

育児・介護休業法が改正されます!

—平成29年1月1日施行—

改正のポイント

介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正を行いました。

(1) 介護休業の分割取得

現行

介護休業について、
介護を必要とする家族(対象家族)
1人につき、通算93日まで
原則1回に限り取得可能



改正内容

対象家族1人につき通算93日まで、
3回を上限として、介護休業を分割
して取得可能

介護休業とは・・・

労働者(日々雇用される方を除く)が、要介護状態(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態)の対象家族を介護するための休業です。

対象家族の範囲は、配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、また、同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫です。(※今後見直しの予定です。)

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行

介護休暇について1日単位
での取得



改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単
位での取得が可能

介護休暇とは・・・

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者(日々雇用される方を除く)は、1年に5日(対象家族が2人以上の場合は10日)まで、介護その他の世話をを行うための休暇の取得が可能です。

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行

介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能

改正内容

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)とは…

事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならないとされています。

①所定労働時間の短縮措置 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

(4) 介護のための所定外労働の制限(残業の免除)

現行

なし

改正内容

介護のための所定外労働の制限(残業の免除)について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除が受けられる制度を新設しました。

介護休業給付金 が引き上げられます!!

(休業開始前賃金の給付割合)

40%

(介護休業開始が平成28年7月以前の場合)

67%

(介護休業開始が平成28年8月以降の場合)



介護休業給付金に関するお問い合わせは、お近くのハローワークへ。

(5) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

現行

有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

改正内容

以下の要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

雇用契約があるかないか、わからない人でも大丈夫です。



また、介護休業の取得要件については、①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること、②介護休業を取得する日から9か月経過する日⁽¹⁾までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこととなります。

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行

子の看護休暇について1日単位での取得

改正内容

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能

子の看護休暇とは・・・

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者(日々雇用される方を除く)は、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能です。

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

現行

育児休業など※が取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子

改正内容

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

※育児休業の他に、子の看護休暇、所定外労働の制限(残業の免除)、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置も含まれます。

(1) 9か月経過する日とは、(介護休業を取得する日から93日経過する日)+(93日経過する日から6か月経過する日)のこと。

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正

(8)いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行

・事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

改正内容

- 左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等(いわゆるマタハラ・パタハラなど)を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用。
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法の施行日

改正法の施行日は、平成29年1月1日です。

事業主に義務付けられる各制度の詳細な内容については、決まり次第、厚生労働省のホームページなどでお知らせします。

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の内容等、詳しくは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

●北海道	011-709-2715	●東京	03-3512-1611	●滋賀	077-523-1190	●香川	087-811-8924
●青森	017-734-4211	●神奈川	045-211-7380	●京都	075-241-3212	●愛媛	089-935-5222
●岩手	019-604-3010	●新潟	025-288-3511	●大阪	06-6941-8940	●高知	088-885-6028
●宮城	022-299-8834	●富山	076-432-2740	●兵庫	078-367-0820	●福岡	092-411-4763
●秋田	018-800-0770	●石川	076-265-4429	●奈良	0742-32-0210	●佐賀	0952-32-7167
●山形	023-624-8228	●福井	0776-22-3947	●和歌山	073-488-1170	●長崎	095-801-0050
●福島	024-536-2777	●山梨	055-225-2851	●鳥取	0857-29-1709	●熊本	096-352-3865
●茨城	029-277-8295	●長野	026-223-0560	●島根	0852-31-1161	●大分	097-532-4025
●栃木	028-633-2795	●岐阜	058-245-1550	●岡山	086-225-2017	●宮崎	0985-38-8821
●群馬	027-896-4739	●静岡	054-252-5310	●広島	082-221-9247	●鹿児島	099-223-8239
●埼玉	048-600-6210	●愛知	052-219-5509	●山口	083-995-0390	●沖縄	098-868-4380
●千葉	043-211-2307	●三重	059-261-2978	●徳島	088-652-2718		